

第11回まちづくり町民会議次第

日時：平成20年12月17日（水） 午後7時～
場所：高田庁舎 北第3会議室

1 開 会

2 座長あいさつ

3 協議事項

(1) (仮称) 会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例素案（たたき台）の検討

(2) 次回のまちづくり町民会議

日時：平成21年1月14日（水）午後7時～

議題：(仮称) 会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例の検討

4 閉 会

まちづくり町民会議委員

番号	住所	氏名	備考
1	会津美里町字高田	アライ ヒロユキ 荒井 弘之	副座長
2	会津美里町下堀	カミムラ ヨシオ 神村 好男	
3	会津美里町立石田	タカハシ ヒロユキ 高橋 博之	
4	会津美里町永井野	トウセイ コウイチ 東瀬 純一	
5	会津美里町字川添	シオタ ミツアキ 塩田 光顕	
6	会津美里町高田	サトウ クニオ 佐藤 国男	
7	会津美里町西本	カタヤマ レイコ 片山 玲子	
8	会津美里町勝原	イシガワ エイコ 石川 栄子	座長
9	会津美里町八木沢	ハシヅメ シンキ 橋爪 伸喜	
10	会津美里町字本郷道上	ワタナベ ヒデソウ 渡辺 秀造	
11	会津美里町東尾岐	ナガミネ ハルオ 長嶺 東夫	
12	会津美里町鶴野辺	サイトウ リキエイ 斎藤 力衛	
13	会津美里町荻窪	フクダ マサユキ 福田 正幸	
14	会津美里町荻窪	フクダ ユウコ 福田 祐子	
15	会津美里町永井野	シライ タケン 白井 武	
16	会津美里町字北浦	ノカタ ハリコ 野中 憲子	
17	会津美里町富川	コジマ ヒロコ 小島 裕子	

住民参加推進条例庁内検討会議

1	税務課	スズキ コウシン 鈴木 幸信	座長
2	税務課	ワタナベ エミ 渡邊 絵美	

事務局

1	総合政策課長	ユミタ ヒデキ 弓田 秀樹、	
2	総合政策課課長補佐	サトウ サトシ 佐藤 智	
3	総合政策係長	キザキ ミル 木崎 稔	
4	総合政策課	ワタナベ トモヒロ 渡部 朋宏	
5	総合政策課	エノモリ マサノリ 榎森 正典	
6	総合政策課	ヨコヤマ ミヨコ 横山 美代子	

第11回まちづくり町民会議

総合政策課

町民会議検討経過

	日時	参加人数	内容
第1回まちづくり町民会議	H20.7.3	10	●住民参加条例を制定することとした町の考え方(背景・経過など) ●まちづくり町民会議の目的、検討方法など
第2回まちづくり町民会議	H20.7.6	—	●福島大学行政政策学類 今井照教授による講演会 「いま、なぜ町民参加・協働か?」
第3回まちづくり町民会議	H20.7.30	10	●ワークショップ「役場(職員)に対して思うこと」 町民の現状から見た行政(職員も含め)の現状を把握する。
第4回まちづくり町民会議	H20.8.6	11	●ワークショップ「まちの現状に対する考え方」 視点を広げてまち全体の現状を把握する。
第5回まちづくり町民会議	H20.8.28	6	●ワークショップ「どんなまちにしたいか」 理想とするまち、目指すべき町の姿を明らかにする。
第6回まちづくり町民会議	H20.9.11	7	●今まで開催した3回のワークショップの内容整理 町の現状・課題と理想像を明確にする ●住民参加条例の概要説明 ●役員選出(座長、副座長、運営委員)
第7回まちづくり町民会議	H20.9.25	8	●先行事例研究 「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例(石狩市市民の声を活かす条例)」
第8回まちづくり町民会議	H20.10.8	9	●ワークショップ「住民参加を進めるにあたっての理念・目的等」 住民参加とはそもそも何か、何のためにするのか? ●ワークショップ「住民参加による進めるべきまちづくりとは?」 どのような行政活動に参加すべきか、参加できるか?
第9回まちづくり町民会議	H20.10.22	7	●前回実施したワークショップの意見集約 ●西会津町「まちづくり基本条例」の検討(視察研修の実施)
第10回まちづくり町民会議	H20.11.12	6	●住民参加条例草案(途中経過) ●ワークショップ「まちづくり(行政活動)に参加するための方法」 住民参加を進めるべきまちづくりに対して、どのような方法で参加することによって、住民参加の理念・目的が達成されるか?どのような方法であれば参加できるか?
西会津町視察研修	H20.11.19	5	●西会津町まちづくり基本条例の検討経過・概要等
第11回まちづくり町民会議	H20.12.17		●住民参加条例草案の検討

検討テーマの整理

- まちの現状・課題と理想像の明確化
 - テーマ1:「役場(職員)に対して思うこと」
 - テーマ2:「まちの現状に対して思うこと」
 - テーマ3:「どんなまちにしたいか」
- 参加条例素案の作成
 - テーマ4:「住民参加を進めるにあたっての理念・目的等」
 - テーマ5:「住民参加により進めるべきまちづくり(行政活動)とは?」
 - テーマ6:「まちづくり(行政活動)に参加するための方法」

テーマ1:役場(職員)に対して思うこと

- 情報公開の推進不足
 - 情報開示が足りない、行政情報が流れない等
- 役場の構造改革が必要
 - 監査体制の充実、人材の有効活用 等
- 地域課題の政策への反映が不明確
 - まちづくりの方向性が分からず、まちの特徴が見えてこない 等

テーマ1：役場（職員）に対して思うこと

●職員の意識改革と資質向上が必要

- 職員は地域活動に参加すべき、公僕たれ、サービス業としての自覚に欠ける、エキスパートへの努力 等

テーマ2：まちの現状に対して思うこと

●いいところ

- 「人」…人情味、地域での相互扶助 等
- 「もの」…米が旨い
- 「自然」…四季、水田、空気 等
- 「文化」…伝統行事、文化財
- 「治安」…犯罪、事故、災害が少ない

テーマ2:まちの現状に対して思うこと

- 自然環境の保全が必要

- 環境保全に対する配慮が不足、耕作放棄地が目立つ 等

- 町民の意識改革が必要

- 町の補助金に頼りすぎ、人材が限定されている、地域のリーダーがない 等

- まちに活気がない

- 商店が少なくなった、仕事の場がない、若者が少ない 等

テーマ2:まちの現状に対して思うこと

- まちづくりのビジョンが明確化されていない

- まちをどのようにしていくのかわからない、協働のまちづくりの意味が分からぬ 等

- インフラの整備が必要

- 人が集まる場所がない、交通の便が悪い 等

- 役場の構造改革

- トップの指導力、人材育成 等

テーマ3:どんなまちにしたいか

- 自然環境を大切にするまち
 - 緑を守るまち、町並みを保存するまち 等
- 町民が主役のまち
 - 町民がまちの一員として自覚を持つ、議会と町民の視点が一致 等
- 活力にあふれるまち
 - 高収入がある企業のまち、観光農林のまち、商店街に活気のあるまち 等

テーマ3:どんなまちにしたいか

- 安全・安心なまち
 - 犯罪のないまち、子ども達が安全に暮らせるまち 等
- 健康なまち
 - 「健康まちづくり宣言(条例)」をするまち、医療のまち 等
- 高齢者に優しいまち
 - 健康長寿のまち、高齢者が歩けるまち 等

テーマ3: どんなまちにしたいか

- 子育て支援が充実したまち
 - 老人と子どもが笑っているまち 等
- 文化のまち
 - 伝統行事・文化財を大切にするまち、芸術に親しむまち 等
- 自立したまち
 - 自主財源を確保できるまち 等

現状・課題と理想の比較

現状・課題のキーワード	理想像のキーワード
①自然環境の保全	①自然環境
②町民の意識改革	②町民が主役
③まちに活気がない	③活力にあふれる
④まちづくりビジョンの明確化	④安全・安心
⑤インフラの整備	⑤健康
⑥役場の構造改革 情報公開の推進	⑥高齢者に優しい
地域課題の政策への反映 職員の意識改革と資質向上	⑦子育て支援が充実 ⑧文化 ⑨自立

テーマ4：住民参加を進めるにあたっての理念・目的

● 理念

○町の歴史と伝統を次世代に継承し、子どもから老人まで安心して楽しく暮らせる住みよいまちづくりを進めるためである

● 目的

○住民自治の実現のため、住民参加によるまちづくりを進めることを目的とする

テーマ5：住民参加により進めるべきまちづくり（行政活動）とは？

● 町の計画・企画

- 政策の決定
 - 事業（道路等）の決定
 - 公共施設の建設
 - 公共施設の利活用
- ※予算については計画への参加で補う

● 料金を値上げするとき

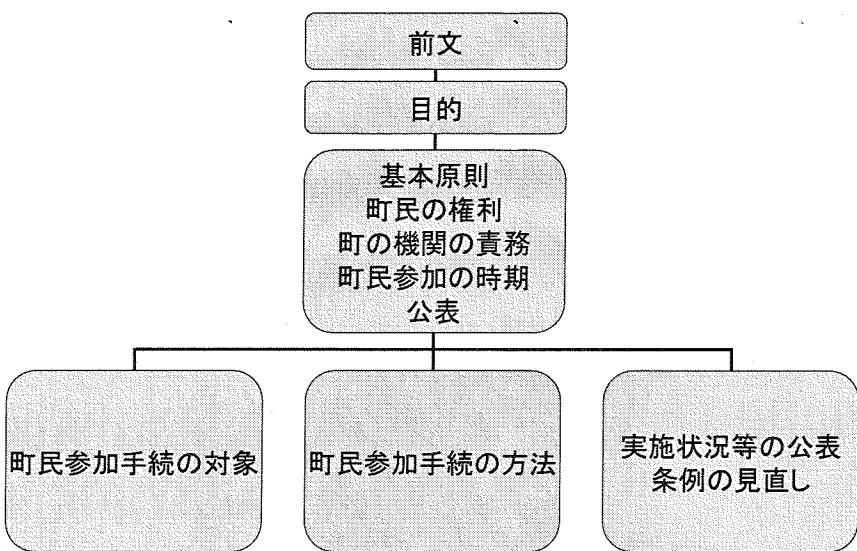
● 制度や組織が変わるとき

テーマ6:まちづくり(行政活動)に参加するための方法

- 意見集約のルール化が必要
- 情報提供の方法
 - 広報紙、HP、説明会(利害関係人対象・全町民対象)、掲示板
- パブリックコメント制度の実施
- 町民の意向を吸い上げる仕組み(住民投票)
- 若者や町民が集い、意見交換できる場の設定

(仮称)会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例素案(たたき台)

条例の構成



前文①

- 会津美里町は、会津高田町、会津本郷町及び新鶴村の3町村が合併して誕生した、緑豊かな森林と田園風景が広がる美しい町です。
- 主権者である私たち町民は、それぞれの町村がこれまで育んできた伝統と文化を大切にしながら、次の世代へ継承していくとともに、末永く安心してこの町に住み続けていくことを望んでいます。
- 一方で、地方分権の進展により、自らの選択と責任に基づくまちづくりが求められており、地域が持つ資源を活用し、身の丈にあった町民主体のまちづくりを進めて行かなければなりません。

前文②

- このような町民主体のまちづくりを進めるためには、前提として、行政活動の透明性を高め、役場だけでは意思決定するのではなく、その意思形成過程へ町民が参加する仕組みの構築が必要不可欠なものです。
- 町民の声をいかしたよりよいまちづくりの実現に向けて、行政活動への町民参加の具体的な取り決めをまとめた「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」をここにつくります。

目的

- この条例は、地方自治の本旨に基づき、会津美里町(以下「町」といいます。)の行政活動における町民参加の基本的な事項を定めることにより、町民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

定義①

●町民

○町内に住所を有する者、町内の事務所及び事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者、本町に対して納税義務を有する者、その他利害関係を有する者をいいます。

●町の機関

○町長(公営企業管理者の権限を行う町長を含む)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

定義②

●行政活動

○町民の福祉の増進を図る(地方自治法第1条の2第1項)ことを基本として、町の機関が行うあらゆる活動をいいます。

●町民参加

○行政活動に関し町民が意見を述べ、提案することにより、よりよいまちづくりを推進することをいいます。

●パブリックコメント手続

○町の機関が作成した行政活動の原案について公表し、広く町民の意見を求め、その意見を考慮して意思決定を行う一連の手續をいいます。

基本原則

- 町の機関は、主権者である町民の意見を真摯に受け止め、町民のもつ多様な知識と社会経験を生かして行政活動を行うことにより、町民参加の推進を図ることを基本原則とします。

町民の権利

- すべての町民は、まちづくりに自主的かつ自発的に参加する権利を有するものとします。

町の機関の責務

- 町の機関は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう、行政活動における町民参加の機会の提供に努めるとともに、町民参加を円滑に推進するため、行政情報の積極的な提供及びその十分な説明に努なければなりません。

町民参加の時期

- 町民参加手続は、町民の意見等を行政活動に生かすことができるよう、適切な時期に行わなければなりません。

公表

- 町民参加手続に関する事項を公表するときは、次の方法によるものとします。この場合において、第2号に規定する方法（広報紙）での公表については、やむを得ない理由があるときには、事後に行うことができるものとします。
 - 役場各支所及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表
 - 町広報紙への掲載による必要事項の概要の公表
 - 町のホームページを利用しての必要事項の全部又は概要の公表
 - その他必要と認める方法による公表
- 公表する事項が不開示情報（会津美里町情報公開条例第7条に規定する不開示情報）に該当するときは、その事項について公表しないものとします。

対象

- 町の基本構想、基本計画及び個別分野における基本的な計画等の策定又は変更
- 町の基本的方針を定める条例の制定又は改廃
- 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 町民の公共の用に供される大規模な施設の設置及び運営に係る計画等の策定又は変更
- 法人等（地方公共団体を除く）に対する新たな出資
 - 金額は規則で規定
- その他町の機関が町民参加の必要があると認めるもの

対象(除外)

- 次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないことができます。
 - 軽易なもの
 - 緊急に行わなければならないもの
 - 法令の規定により実施基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - 町の機関内部の事務処理に関するもの
- ※町民参加の対象としないものとした場合は、その理由を公表ものとします。

町民参加の方法

- パブリックコメント手続の実施
 - 審議会等への付議
 - 町民検討会議の設置
 - 町民説明会の開催
 - 町民ワークショップの開催
 - その他の町民参加手続の実施
- ※いずれか1以上 の方法により実施するものとします。この場合において、原則としてパブリックコメント手続を実施するものとします。ただし、対象とする事項の内容に応じ、他の方法を用いることが適当と認める場合には、パブリックコメント手続に変えて実施することができます。

パブリックコメント手続の実施①

- 対象事項について、町民の意見を幅広く収集する必要がある場合は、パブリックコメント手続を実施します。
- パブリックコメント手続を実施するときは、事前に次に掲げる事項を公表するものとします。
 - 対象とする事項の案
 - 対象とする事項の案の趣旨及び目的
 - 対象とする事項の案を作成した経緯
 - 意見の提出先、提出方法及び提出期間

パブリックコメント手続の実施②

- パブリックコメント手続における意見の提出期間は、原則として30日以上でなければなりません。
- 町民の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとします。
 - 町の機関が指定する場所への書面の持参
 - 郵便
 - ファクシミリ
 - 電子メール
- 意見等を提出する町民は、住所、氏名を明らかにしなければなりません。

パブリックコメント手続の実施③

- 町の機関は、提出された意見等を考慮して、対象とする事項の意思決定を行うものとします。
- 町の機関は、対象とする事項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、情報公開条例に基づく不開示情報に該当するものは除きます。
 - 提出された意見等の概要
 - 提出された意見等に対する町の考え方
 - 対象とする事項の案を修正した場合における当該修正内容

審議会等への付議①

- 対象事項について、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置することができます。

審議会等への付議②

● 審議会等の委員

- 審議会等の委員の選任に当たっては、原則として公募により選任される者を含めるものとします。
- 委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、他の審議会等の重複等を考慮し、町民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。
- 町長は、審議会等の構成員の氏名及び選任の区分を公表するものとします。

審議会等への付議③

● 会議等公開の原則

- 審議会等の会議は公開しなければなりません。ただし、情報公開条例に定める不開示情報を審議する場合及び公開することにより円滑な審議に支障が生じると認める場合は、この限りではありません。
- 会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければなりません。
- 会議録を作成しなければなりません。
- 会議録は公表しなければなりません。

町民検討会議の設置

- 対象事項について、町民の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等のとりまとめを求める場合は、町民検討会議を設置することができます。

※審議会等より準用

- 公募委員の選任
- 男女比、年齢構成、地域構成、重複等を考慮
- 構成員の氏名及び選任の区分を公表
- 会議の公開

町民説明会の開催

- 対象事項について、説明を通して、町民と町の機関の自由な意見交換により町民の意見収集を行う必要がある場合には、町民説明会を開催することができます。
- 開催にあたっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければなりません。
- (規則で定めるところにより)開催記録を作成し、公表しなければなりません。

町民ワークショップの開催

- 対象事項について、町民と町の機関及び町民同士の自由な議論により町民意見の方向性を見出す必要がある場合には、町民ワークショップを開催することができます。

※町民説明会より準用

- 開催にあたっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければなりません。
- (規則で定めるところにより)開催記録を作成し、公表しなければなりません。

その他の町民参加手続の実施

- この条例に定めるもののほか、より効果的と認められる町民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

町民参加手続整理表

町民参加の対象

基本構想・基本計画 個別分野における基本的には計画等の策定・変更	町民の公共の用に供される大規模な施設の設置 及び運営に係る計画等の策定・変更
町の基本的な方針を定める条例の制定・改廃	法人等(地方公共団体を除く)に対する新たな出資
町民に義務を課し、権利を制限する条例の制定・改廃	その他
広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃	

↓ 原則として、パブリックコメント手続を実施。内容に応じて、他の方法により実施。

町民参加の方法

パブリックコメント手續の実施		
審議会等への付議	町民検討会議の設置	町民説明会の開催
町民ワークショップの開催	その他	

町民参加の実施状況等の公表

- 町長は、毎年度、その年度における町民参加手続の実施予定及び前年度における町民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

条例の見直し

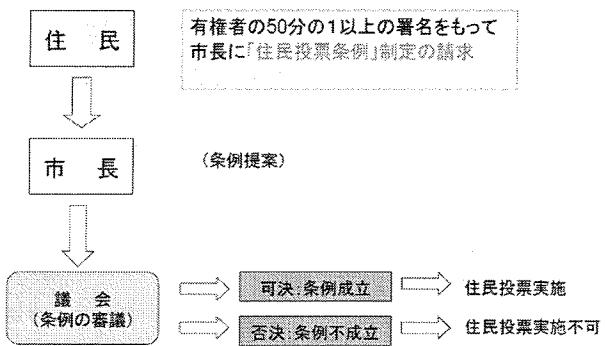
- 町長は、この条例の施行後、運用状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

施行規則

- 参加手続の対象とする法人への出資額
- 審議会等開催時の事前公表事項
- 会議録作成の基本方針
- 会議録の記載内容
- 会議録の標準様式(公表用)
- 委員公募の基本原則及び選考方法
- 町民説明会の開催記録
- 開催記録の標準様式(公表用) など

住民投票について①

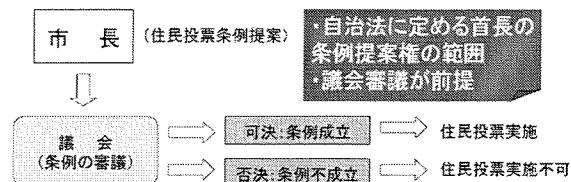
地方自治法に基づく 条例制定の請求権



住民投票について②

自治基本条例における 住民投票の規定(非常設型想定)

(住民投票): 札幌市(類似:岐阜、豊田ほか多数)
第22条 市は、市政に関する重要な事項について、
住民(略)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。



住民投票について③

自治基本条例における 住民投票の規定(非常設型想定2)

(市民投票):八戸市(類似:平塚市)

第17条 市長は、市民生活に関する極めて重要な事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認める場合には、市民投票を実施することができる。

2 前項の場合において、市長は、市民の適切な判断に資するよう、投票に係る事案についての情報を提供しなければならない。

3 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

4 第1項の市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。

ベースは首長の条例提案権にあり、
投票事項毎の情報提供を規定

住民投票について④

自治基本条例における 住民投票の規定(常設型想定)

(市民投票):豊中市

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に關し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

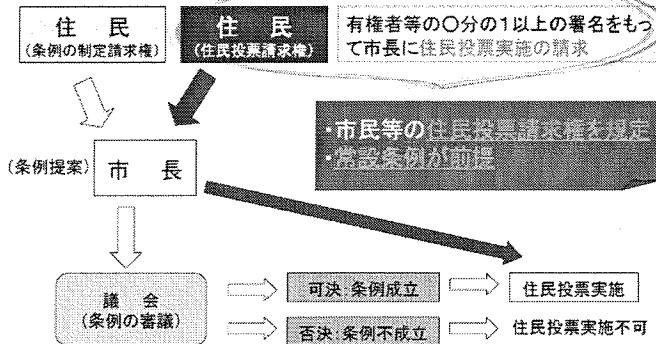
3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。

4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

住民投票について⑤

自治基本条例における 住民投票の規定(常設型想定)



今後のスケジュール案①

●1月

- 参加条例素案の検討(1/14・1/28)

●2月

- アドバイザーを交えた意見交換会
- 提言書の検討

●3月

- 町長へ提言書の提出
 - 提言書:町民会議としての意見・条例要綱案

今後のスケジュール案②

- 3月～4月
 - 条例案の作成(庁内検討組織)
- 5月～7月
 - 説明会・フォーラム
 - パブリックコメント
- 9月議会上程
- 平成22年4月1日施行

次回まちづくり町民会議

- 日時:平成21年1月14日(水)午後7時～
- 場所:役場高田庁舎 北第3会議室(予定)
- 内容:(仮称)会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例素案の検討